

令和3年第3回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和3年3月10日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員	本間正江 (オンライン出席)	
	委員 名島啓太 (オンライン出席)	齋藤邦彦 (オンライン出席)	
	委員 阿良田由紀 (オンライン出席)	長谷川みどり (オンライン出席)	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校支援課長	生涯学習・学校地域連携課長	
	子ども未来部長	子ども未来部参事 (子ども未来課長)	
	保育課長		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	11号	東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則	承認
2	12号	東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
3	16号	東京都北区立認定こども園検討委員会報告について	了承
4	17号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和3年第3回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和3年3月10日(水) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和3年第3回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第11号議案「東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

生涯学習・学校地域連携課長から説明をお願いします。

生涯学習・
学校地域連
携課長

それでは、第11号議案東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部改正について、ご説明させていただきます。

議案書をおめくりいただきまして、3ページの説明欄をご覧いただきたいと思えます。

本件は、使用料に関します経過措置期間の終了により、申請書の様式変更を行うものでございます。

それでは、概要でございます。1ページにお戻りいただきまして、横書きの表でございます。現行の申請書の様式に記載されているもので、経過措置対象として、括弧書きで令和2年度空調設置予定校と記された料金の行が2行ございます。こちらは、昨年3月の条例改正によって空調機設置済みの学校の使用料を本則として定め、その時点で未工事であったもの、つまり今年度設置となりました学校については、令和2年度に限り旧料金を据え置く経過措置を付則として定めていたものでございます。

今回の改正では、この経過措置期間の終了に伴いまして、申請書の様式上不要となるこれらの表記を削るものでございます。制度の内容や料金設定等の新たな変更はございません。

それでは、最後に2ページ、付則でございます。改正後の規則につきましては、本年4月1日から施行といたしまして、第2項は、現存している様式に所要の修正を加えれば、改正後でも使用することができる旨を規定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、第11号議案につきまして、採決に入らせていただきます。

各委員より賛成または反対の評決をいたします。

まず、本間委員、よろしくお願いします。

本間委員

賛成です。

清正教育長	ありがとうございます。名島委員、お願いします。
名島委員	賛成いたします。
清正教育長	ありがとうございます。齋藤委員、お願いします。
齋藤委員	私も賛成でございます。
清正教育長	阿良田委員、お願いします。
阿良田委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。長谷川委員、お願いします。
長谷川委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。賛成多数であります。よって本件は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第2、第12号議案「東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則」について、議題に供します。 保育課長から説明をお願いいたします。
保育課長	保育課長です。それでは、第12号議案、東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。 10ページをお開きください。説明欄になります。本件につきましては、子ども・子育て支援システムの更改に伴う様式の修正を行うため、提出するものでございます。 子ども・子育て支援システムは、主に保育園に関する申請から入園に関する利用調整、入園後の在席状況や保育料の決定、徴収に関することを管理しているシステムでございまして、今回新たなシステムへ移行したことから、システムから出力する様式の一部を修正いたします。 1枚おめくりいただきまして、議案参考資料、新旧対照表でございます。見開きの左側に現行様式を、右側に改正後の様式をお示ししており、12ページから23ページまで、第7号様式の甲乙、第8号様式甲乙、第14号様式甲乙について、それぞれ変更するものでございます。 9ページにお戻りいただきまして、10ページも含めて付則でございますが、本規則につきましては、交付の日から施行するものといたします。 私からの説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきましては、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは、12号議案につきまして、採決に入らせていただきます。
各委員より賛成または反対の評決をお願いいたします。
まず、本間委員、お願いいたします。

本間委員 賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。名島委員、お願いいたします。

名島委員 賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。齋藤委員、お願いいたします。

齋藤委員 私も賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。
阿良田委員、お願いいたします。

阿良田委員 賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。長谷川委員、よろしくお願いいたします。

長谷川委員 賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。
賛成多数であります。よって本件は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、報告事項に移ります。日程第3、報告第16号「東京都北区立認定こども園検討委員会報告について」事務局から説明をお願いします。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課
長

それでは、私からは、報告第16号「東京都北区立認定こども園検討委員会報告について」ご報告をいたします。

委員会資料をご覧ください。要旨のところです。区立認定こども園の新たな設置に向けて今年度検討委員会を立ち上げ、今後の方向性について検討を行いました。その内容についてご報告いたします。

2の経過です。まず4月から検討委員会を開始し、12月までに5回会議を行いました。

3の内容です。まず要点から申し上げます。(1)の類型、今後新設するこども園については幼稚園型認定こども園とし、さくらだこども園についても将来的には幼稚園型へ移行します。

(2)の①歳児構成です。1号認定子ども及び2号認定子どもともに4、5歳とし、さくらだこども園についても将来的には4歳児からの受け入れになります。

(2)の②定員数は、区立幼稚園2園分の合計定員の3分の2、1号認定子どもにつきましては、区立幼稚園2園分のおおむね2分の1を目安とし、保育ニーズや施設規模を勘案して決定することといたします。

2ページをお願いいたします。

(3)設置場所です。滝野川地区については引き続き検討することとし、赤羽地区での開設を先行して、うめのき幼稚園の設置を基本とし、今後詳細な検討を進めることといたします。

別紙報告書を使いまして、もう少し説明させていただきたいと思います。

報告書を1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。まず、これまでの経緯です。平成18年の幼稚園審議会、平成26年の子ども・子育て会議の答申を受けて、北区基本計画2015において区立幼稚園は認定こども園に移行するという計画を立て、平成29年にさくらだこども園を開設いたしました。

開設した当時、3歳児を含めた保育園の待機児童解消が課題となっていたことから、幼稚園枠と保育園枠のバランスのよい幼保連携型のこども園としたところですが、

さくらだこども園の開設から4年がたちまして、一定程度の高い評価を得ていると考えております。

昨年3月に策定しました新たな基本計画2020において、区立幼稚園を再編し、認定こども園を全体では3園設置することと計画しました。既に1園ありますので、令和11年度までに残り2園を設置する予定です。ただし、幼保連携型の認定こども園については、保育教諭の職にある者の配置が必須となっているため、特別区においては、当面の間幼稚園教諭または保育士が保育教諭を兼職するという事になっておりまして、この辺りの人事制度の対応も含めてこども園のあり方の検討が必要と経緯を記載させていただいております。

3ページをお願いいたします。

現状と課題です。まず、待機児童については、次の4ページの表も合わせてご覧いただければと思いますが、さくらだこども園ができた時点より、待機児童については解消が図られており、3歳児については全体で5人となっております。

設置場所については、地域バランスを考慮して配置することを基本に、さくらだこども

も園と同様、区立幼稚園からこども園に移行することを基本とし、場所の検討を行うこととしました。

5ページをお願いいたします。

幼稚園とこども園の在籍状況です。5ページ下段の表、表1は平成29年度から園児募集の状況になります。さくらだこども園以外では定員の半分が埋まっているところが多くなっております。

もう1枚おめくりいただいて、6ページ、表2をご覧ください。

令和2年度の在園児数になります。一番右側には過去4年間の平均在籍数をお示ししております。さくらだこども園以外の幼稚園では、50%から70%の在園児数になっております。

下段の表3は園児数の推移ですが、全体で毎年減少していることが分かっております。

こうした状況の中、さくらだこども園では、ほぼ全員に近い在籍率となっていることから、保護者の方から拡充等の意見をいただいていると考えております。

次に、6ページの下から7ページにかけて、職員配置と類型ですけれども、先ほど経過のところでも申し上げたとおり、幼保連携型のこども園には保育教諭を置く必要があります。また、園児数の減少によってこれまで培ってきた区立幼稚園の幼児教育の継承が危ぶまれるという状況もありますので、さくらだこども園も含めて、こども園の類型についても検討する必要があると書かせていただいております。

1枚おめくりください。ここから今後の方向性になります。

まず、さくらだこども園を4年間運営していく中で、こちらの報告書8ページから9ページにかけて書かれているメリットが確認できました。しかしながら、保育所の待機児童が減少していること、また近い将来の年少人口の減少も考慮すると、幼保連携型である必要性は大きくないこと、また、先ほど職員配置で述べたような課題があることから、幼保連携型の選択するのは難しいと考えました。

一方、さくらだこども園の高い在籍率からすると、学校教育と保育を一体で提供する認定こども園のニーズが高いと言われ、就労していない保護者の選択の幅は広がっていると考えると考えております。

この評価と分析から、今後のこども園については幼稚園型とし、幼児教育のノウハウを受け継いで発展させることが望ましいというような結論になりました。また、さくらだこども園についても今後の保育ニーズを勘案しながら幼稚園型への移行を検討してまいります。

1枚おめくりください。

次に、歳児構成と定員になります。さくらだこども園については、当初1号認定と認定こどものバランスを考慮して幼保連携型としましたが、新たに設置するこども園については幼稚園型にすることから、区立幼稚園が2年保育をしていること、私立幼稚園の園児受入れや将来的な少子化により需要が減少していることなどを考慮して、歳児構成と定員について検討しました。その結果、先ほど申し上げたとおり、4歳と5歳を対象として、定員数は幼稚園2園分のおおむね3分の2、1号認定子どもは各歳児の2分の1が望ましいという結論になりました。

11ページの下段の表、歳児の構成と定員のイメージですが、詳細については今後のニーズや施設希望を検討する中で整理していきたいと考えております。

1枚おめくりください。次に、設置場所についてです。当初滝野川地区を先行して検討することとしまして、候補地としては、旧滝野川第六小学校のたきさん幼稚園となっておりますが、旧滝六小の周辺地域は保育所の待機児童が少なくなっており、今後も保育ニーズの急激な拡大が見込めないこと、また、近隣の私立幼稚園で多くの園児を受け入れていること、建設コストが大きくなることなどの懸念が出てまいりました。また、たきさん幼稚園につきましては、以前の検討で敷地に余裕がないというようなことも課題に挙げられており、その状況は今も変わっておりません。

このことから、滝野川地区については、早期にこども園を設置することが難しいと思われるため、赤羽地区を先行して検討することといたしました。

赤羽地区では二つの幼稚園がありまして、そのうち、ふくろ幼稚園につきましては、敷地をURからお借りしているものであるため、こども園に必要な調理室等の増築が難しいという課題がありまして、現在の園舎を活用してのこども園設置は難しい状況です。

一方、うめのき幼稚園につきましては、調理室を増築するための敷地の余裕があり、また、小学校と同じ敷地であることから、学校ファミリー構想の充実を期待しているところです。

併せて、王子地区のじゅうじょうなかはら幼稚園についても検討しましたが、こちらも増築が困難な場所であるため、設置場所としては不適格と分かりました。

以上のことから、新たなこども園については、うめのき幼稚園の場所を基本として、さらに詳細な検討を進める必要があると結論付けています。

16ページには、検討結果のまとめとして、先ほど述べさせていただいた内容を記載させていただいております。

委員会資料にお戻りください。2ページ目、今後の予定になります。

新年度になりましたら、実務担当者により検討開始、詳細を詰めていきたいと思っております。

長くなりましたが、私からの報告は以上となります。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 丁寧なご報告ありがとうございました。これまで大変検討を重ねていらっしゃることで、結果に何も異論はないのですが、さくらだこども園のこれまでの成果にふれながら少し意見を述べさせていただきたいと思っております。さくらだこども園がこれまで成果を上げて園児数も増加傾向にあったことは、3歳児からの3年間の幼児教育という

点も大きな理由であったろうと受け止めております。この3年間をかけて幼児教育をするといったことの中で培ってきたノウハウというのは、大変大きな財産であると思っております。このため、今後、こども園が4、5歳児、2年間の幼児教育ということになる場合であっても、北区としてのこれまでの貴重な経験を区立幼稚園の少人数教育の中に、引き続き生かしていくことを大切にさせていただきたいと思っております。

また、3歳児がつぼみ園からの接続というあたりで、大変気にはなるところですけれども、待機児童も解消方向にあるということですので、引き続き3歳児に限らず、全ての幼児教育が継続的に体制を整えられた中で中身の充実したものとして受けていかれるように、私立幼稚園、保育園等とのバランス、連携も取りながらぜひお願いをしていきたいと思っております。

なお、今年の4月から実務担当者による検討開始ということですが、ぜひ場所の選定や準備に当たりましては、学校と兼務の先生も含めて、園長先生方、それから現場の先生方の意見にもよく耳を傾けていただいて、進めていただけたらというふうに願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

清正教育長 ありがとうございます。
 学校支援課長

学校支援課長 ご意見ありがとうございました。
 まず、1点目の今まで培ってきた教育を引き継いでというところは、さくらだこども園を運営しながら検討を進めてまいりますので、引き続き、そこでの成果、また、今いる幼稚園教諭の研修などによりまして、成果を次に生かしていきたいと思っております。
 また、来年度からの実務担当者の会議ですが、本間先生が今おっしゃったように、現場の先生方の意見をきちんと取り入れながらやっていきたいと思っておりますので、引き続きご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

清正教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

 (質疑・意見なし)

清正教育長 よろしいでしょうか。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
 次に、日程第4、報告第17号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課
長

それでは、説明をさせていただきます。

報告第17号、後援・共催事業に関する報告です。

1枚おめくりをお願いいたします。今回、名義使用を承認した旨の報告2件でございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目でございます。「駿台ジュニア天文教室 駿台天文講座」学校法人駿台学園理事長でございます。

2件目でございます。「きたく子ども劇場遊び表現活動 令和3年度前期」きたく子ども劇場代表でございます。

1枚おめくりをいただき、2ページに事業実績報告を1件お示しさせていただきました。

以上、報告とさせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これもちまして令和3年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。